

国等の機関におけるコピー用紙の調達実績の推移

平成 13 年度のグリーン購入法の施行以降、国等の機関におけるコピー用紙の調達実績¹の概要は、下図のとおりである。なお、コピー用紙は、国等の機関において大量に調達されており、紙類の特定調達品目 8 品目の年間の総調達量の 8 割程度を占めている。

平成 13 年度及び平成 14 年度に 8 万トンを大きく超えていた総調達量は、平成 15 年度以降着実に減少しており、平成 18 年度において 57,676 トンで、ピークであった平成 14 年度に比べ 31.9%の大幅な削減となっており、各機関の使用削減努力による成果と評価できる。

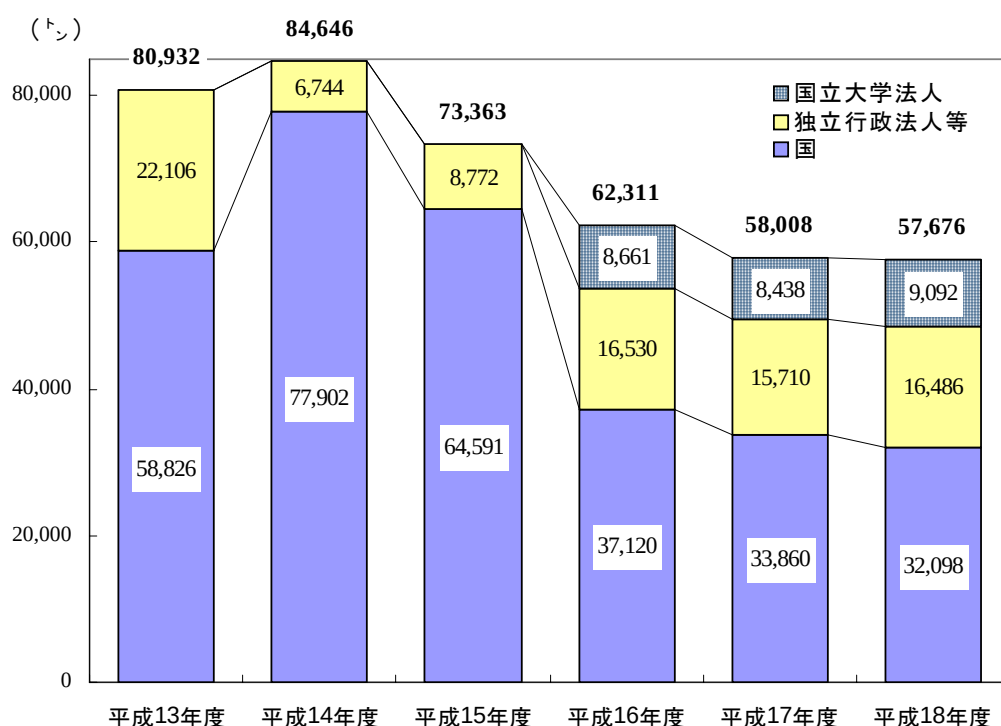


図 コピー用紙に係る総調達量の推移

¹ 独立行政法人及び特殊法人については、統廃合の関係により経年データを単純に比較することはできない。また、国立大学法人等は平成 15 年度まで文部科学省との合算で集計を行っている